

# 那須町教育大綱（案）

平成 2 8 年 月  
那須町

## 1 策定の趣旨

平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」〈第1条の3第1項〉とされました。

これを受け、本町は、那須町総合教育会議における協議を経て、「那須町教育大綱（以下、「大綱」という。）を定めることとしました。

## 2 大綱と那須町振興計画等との関係

この大綱は、町政運営の基本計画である那須町振興計画の基本方針である「“教育・文化・スポーツ”のまち」における施策展開及び、教育行政を計画的に推進するために策定された「生涯学習ビジョン」、「学校教育ビジョン」と整合が図られたものとなっています。

## 3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、当大綱が那須町振興計画の施策展開を基本としており、その前期基本計画の計画期間が平成28年度から平成32年度とされていることから、その期間に合わせることとします。

(平成28年度から平成32年度まで)

28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
第7次那須町振興計画（前期基本計画）					第7次那須町振興計画（後期基本計画）				
那須町教育大綱（計画期間：5年）									

## 4 基本理念

### 「夢・感動あふれる人づくり」

那須町では、家庭教育・幼児教育・学校教育の充実により、自己肯定感・自尊感情を持ちながら、結果にとらわれることなくひたむきに日々を生きる、「那須のひとづくり」を推進します。

- ①家庭、教育・保育機関、地域社会、行政が連携を深めながら、子育て環境を整え、一人ひとりの個性を尊重し、豊かな人間性と健全な社会性を身につけた次世代を担う子どもを育てます。また、地域社会とのふれあいを深め、郷土愛をもった青少年を育てます。
- ②町民一人ひとりが生涯にわたり、それぞれの目標に応じて学びながら成長できるよう、生涯学習の充実を図ります。
- ③町民一人ひとりが年齢や体力に応じてスポーツに親しみ、家庭や地域で気軽にレクリエーションを楽しめるよう、「生涯スポーツ」を推進します。
- ④那須町の歴史と伝統を知り、先人から受け継がれた伝統文化の保存・伝承に努め、文化芸術活動の促進による、郷土愛にあふれた人づくりを目指します。

## 5 基本方針

### (1) 夢に向かうための教育の推進と青少年の健全育成

家庭、教育・保育機関、地域社会、行政が連携・協力して、多様化した社会環境にあっても、夢に向かうための教育と、知・徳・体・コミュニケーションをそなえた青少年の健全育成を推進します。

<基本目標（施策）>

- ①子どもたち一人ひとりへのきめ細かで質の高い教育の推進
- ②家庭、幼稚園・保育園等、学校、地域社会、行政の連携による教育の推進
- ③安全・安心で充実した教育環境づくり
- ④未来を担う青少年の健全育成と社会参加の促進

### (2) 生涯にわたる学習機会の提供とその充実

一人ひとりが自分の目標に向かい、幅広い年齢層を対象とした様々な学習機会を提供し、誰もが生涯にわたって学び、その成果を地域社会で生かすことのできる支援を行います。

<基本目標（施策）>

- ①生涯学習推進体制の充実
- ②学習の充実と情報の提供
- ③男女共同参画の推進

### **(3)「町民一人1スポーツ」による健康で活気あるまちづくりの推進**

一人ひとりが健康で活気にあふれ、生きがいのある生活が送れるよう「町民一人1スポーツ」をスローガンに、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進に努めます。

<基本目標（施策）>

- ①スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ②指導体制の充実
- ③スポーツ施設の整備

### **(4)地域文化の育成による郷土愛にあふれた人づくり**

一人ひとりの文化活動を促進するため、より良い芸術文化に接する機会の拡充と指導者の養成に努めます。また、伝統文化の保存・伝承や文化財の保護と活用に努めます。

<基本目標（施策）>

- ①文化芸術活動の促進
- ②文化施設の充実と活用
- ③文化財の保存と活用
- ④伝統文化の保存・伝承と活用